

○電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会第十四号）の一部を改正する省令新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第十五条の三 法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線局に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 電気通信業務を行うことを目的とする陸上移動局</p> <p>(1) (11) (略)</p> <p>(12) 設備規則第四十九条の十五第一項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの</p> <p>(13) (18) (略)</p> <p>三 (九) (略)</p>	<p>第十五条の三 法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線局に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 電気通信業務を行うことを目的とする陸上移動局</p> <p>(1) (11) (略)</p> <p>(12) 設備規則第四十九条の十五に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの</p> <p>(13) 設備規則第四十九条の十五の二第一項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの</p> <p>(14) (19) (略)</p> <p>三 (九) (略)</p>